

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	下関市 35201
地域名 (地域内農業集落名)	清末東地区 (大原集落、五毛集落(一部)、新田集落、鞍馬集落、明德集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	117.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	115.7 ha
② 田の面積	109.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	12.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	－ ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ ha
(備考)⑤は、清末東地区内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

木屋川と神田川の間に位置する当地域は、南東に周防灘を臨み、江戸時代の干拓により造成された沿岸部に広がる平野部では、水稻等の土地利用型作物だけでなく、いちごや葉菜類等の園芸作物の生産も盛んに行われている。

清末東地区のうち新田地区は、ほ場整備田の耕作放棄地解消のため、離農や規模縮小する出し手がいる場合は、法人に農地の集約化を図るとともに、ほ場整備の実施によりほ場を大区画化し、農作業の効率化を図っている。

小啓地区は、法人と担い手が農地を集積し、水稻や園芸作物を主体とした経営を行っているが、今後農業者の高齢化がさらに進むため、新規就農者を確保・育成しつつ、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

大新田地区も、法人と担い手が農地を集積し、水稻や園芸作物を主体とした経営を行っているが、穴田ため池筋と茶屋ため池筋とに水系が分かれており、かつ水路施設等も旧態の土開路や井堰の老朽化等が進んできており、新規園芸作物や水稻の効率化に支障があるため、大新田地区の2水系の農業形態の集約化を図り、より農地の集積が行える環境を作るとともに、多様な担い手の育成と遊休農地の発生防止及び地域全体で農用地を活用する仕組みづくりを検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

ほ場整備実施後の新田地区については、(農)清末東ファームに集約化を進める。

小啓地区については、(株)アグリハウス安永と基本構想水準到達者である1経営体を中心に集約化を進める。

大新田地区については、(株)アグリハウス安永を中心に(農)清末東ファームと認定農業者1経営体に集約化を進める。

地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるように必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(集落営農法人、認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	72.8	%	将来の目標とする集積率 80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を通じて担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
清末東地区の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がある場合は、認定農業者である法人を中心に農地の集約化を図っていく。 農地整備が実施されている新田地区の農地利用は、農地整備完了後は(農)清末東ファームが担い、農地の集約化を図っていく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。	
(3) 基盤整備事業への取組	
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、新田地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 また、補助事業等を活用し、老朽化している農業用揚水路や施設の整備に取り組む。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できるヘリ防除作業やミネラルGの散布作業は、山口県農業協同組合への委託を活用する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①ヌートリアやカモの食害が見られるため、目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置により鳥獣害防止対策を行う。
③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の活用を進める。
⑦多面的機能支払制度等を活用し、老朽化しつつある水路や農道については、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。
⑩新規・特産化作物の導入方針について、新たに麦の作付や恋の予感やにじのきらめきなどの多収米の作付けに取り組み、イチゴなどの園芸作物の生産、特産加工に向けたジャムの生産に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	①	水稻、麦、野菜	37.1 ha	ha	水稻、麦、野菜	37.4 ha	ha	①	
認農	②	水稻、飼料用米	37.4 ha	ha	水稻、飼料用米	37.8 ha	ha	②	
認農	③	水稻	4.4 ha	ha	水稻	5.5 ha	ha	③	
到達	④	水稻	6.5 ha	ha	水稻	6.8 ha	ha	④	
利用者	⑤	水稻、野菜	1.8 ha	ha	水稻、野菜	1.8 ha	ha	⑤	
利用者	⑥	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	⑥	
利用者	⑦	水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	⑦	
利用者	⑧	水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha	⑧	
利用者	⑨	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	⑨	
利用者	⑩	野菜	1.0 ha	ha	野菜	1.0 ha	ha	⑩	
利用者	⑪	野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.4 ha	ha	⑪	
利用者	⑫	野菜	0.1 ha	ha	野菜	0.1 ha	ha	⑫	
利用者	⑬	水稻、野菜	1.1 ha	ha	水稻、野菜	1.1 ha	ha	⑬	
利用者	⑭	水稻、野菜	1.6 ha	ha	水稻、野菜	1.6 ha	ha	⑭	
			ha	ha		ha	ha		
計	14経営体		94.6 ha	0 ha		96.5 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。